

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年7月9日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第23号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第7条の2 [略]</p> <p><u>2 勤務時間等条例第9条の2第1項第1号及び第2号並びに給与等条例第26条の7第1項第1号及び第2号の人事委員会規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。</u></p> <p><u>(1) 就業していない者（就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。</u></p> <p><u>(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。</u></p> <p><u>(3) 6週間（母性保護のため必要がある場合にあつては8週間、多胎妊娠の場合にあつては14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>第7条の4 勤務時間等条例第9条の2第1項又は給与等条例第26条の7第1項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日の前日までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由が生じたときは、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1) 子育てを行う職員の場合 次のいずれかの事由</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合のほか、当該請求をした職員が勤務時間等条例第9条の2第1項第1号若しくは第2号又は給与等条例第26条の7第1項第1号若しくは第2号に規定する職員に該当しなくなった場合</p> <p>エ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(介護を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)</p> <p>第7条の8 前2条（前条第1項第3号及び第4号を除く。）</p>	<p>(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第7条の2 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>第7条の4 勤務時間等条例第9条の2第1項又は給与等条例第26条の7第1項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日の前日までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事由が生じたときは、当該請求はされなかったものとみなす。</p> <p>(1) 子育てを行う職員の場合 次のいずれかの事由</p> <p>ア・イ [略]</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合のほか、当該請求をした職員が勤務時間等条例第9条の2第1項第2号又は給与等条例第26条の7第1項第2号に規定する職員に該当しなくなった場合</p> <p>エ [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(介護を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)</p> <p>第7条の8 前2条（前条第1項第3号及び第4号を除く。）</p>

の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第7条の6中「第9条の3第1項」とあるのは「第9条の3第3項において準用する同条第1項」と、「第26条の8第1項」とあるのは「第26条の8第3項において準用する同条第1項」と、前条第1項中「第9条の3第1項」とあるのは「第9条の3第3項において準用する同条第1項」と、「第26条の8第1項」とあるのは「第26条の8第3項において準用する同条第1項」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「第9条の3第1項」とあるのは「第9条の3第3項において準用する同条第1項」と、「第26条の8第1項」とあるのは「第26条の8第3項において準用する同条第1項」と読み替えるものとする。

(子育てを行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第7条の10 職員は、時間外勤務制限請求書により、正規の勤務時間外における勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに勤務時間等条例第9条の3第2項又は給与等条例第26条の8第2項の規定による請求を行わなければならない。

2 勤務時間等条例第9条の3第2項又は給与等条例第26条の8第2項の規定による請求があった場合においては、任命権者等は、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

3 任命権者等は、勤務時間等条例第9条の3第2項又は給与等条例第26条の8第2項の規定による請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれか

の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第7条の6中「第9条の3第1項」とあるのは「第9条の3第4項において準用する同条第1項」と、「第26条の8第1項」とあるのは「第26条の8第4項において準用する同条第1項」と、前条第1項中「第9条の3第1項」とあるのは「第9条の3第4項において準用する同条第1項」と、「第26条の8第1項」とあるのは「第26条の8第4項において準用する同条第1項」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「第9条の3第1項」とあるのは「第9条の3第4項において準用する同条第1項」と、「第26条の8第1項」とあるのは「第26条の8第4項において準用する同条第1項」と読み替えるものとする。

(子育てを行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第7条の10 職員は、時間外勤務制限請求書により、正規の勤務時間外における勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに勤務時間等条例第9条の3第2項若しくは第3項又は給与等条例第26条の8第2項若しくは第3項の規定による請求を行わなければならない。この場合において、勤務時間等条例第9条の3第2項又は給与等条例第26条の8第2項の規定による請求に係る期間と勤務時間等条例第9条の3第3項又は給与等条例第26条の8第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

2 勤務時間等条例第9条の3第2項若しくは第3項又は給与等条例第26条の8第2項若しくは第3項の規定による請求があった場合においては、任命権者等は、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

3 任命権者等は、勤務時間等条例第9条の3第2項若しくは第3項又は給与等条例第26条の8第2項若しくは第3項の規定による請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1

の日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

4 [略]

5 任命権者等は、勤務時間等条例第9条の3第2項又は給与等条例第26条の8第2項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第7条の11 勤務時間等条例第9条の3第2項又は給与等条例第26条の8第2項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)・(2) [略]

(3) 前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が勤務時間等条例第9条の3第2項又は給与等条例第26条の8第2項に規定する職員に該当しなくなった場合

(4) [略]

2 時間外勤務制限開始日から起算して勤務時間等条例第9条の3第2項又は給与等条例第26条の8第2項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

(1) [略]

(2) 当該請求に係る子が9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した場合

3・4 [略]

(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第7条の12 前2条（前条第1項第3号及び第4号並びに第2項第1号及び第2号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第7条の10中「第9条の3第2項」とあるのは「第9条の3第3項において準用する同条第2項」と、「第26条の8第2項」とあるのは「第26条の8第3項において準用する同条第2項」と、前条第1項中「第9条の3第2項」とあるのは「第9条の3第

週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

4 [略]

5 任命権者等は、勤務時間等条例第9条の3第2項若しくは第3項又は給与等条例第26条の8第2項若しくは第3項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第7条の11 勤務時間等条例第9条の3第2項若しくは第3項又は給与等条例第26条の8第2項若しくは第3項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1)・(2) [略]

(3) [略]

2 時間外勤務制限開始日から起算して勤務時間等条例第9条の3第2項若しくは第3項又は給与等条例第26条の8第2項若しくは第3項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

(1) [略]

(2) 勤務時間等条例第9条の3第2項又は給与等条例第26条の8第2項の規定による請求に係る子が3歳に達した場合

(3) 勤務時間等条例第9条の3第3項又は給与等条例第26条の8第3項の規定による請求に係る子が9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した場合

3・4 [略]

(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第7条の12 前2条（前条第1項第3号及び第2項各号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第7条の10中「第9条の3第2項若しくは第3項」とあるのは「第9条の3第4項において準用する同条第3項」と、「第26条の8第2項若しくは第3項」とあるのは「第26条の8第4項において準用する同条第3項」と、同条第1項中「ならない。この場合において、勤務時間等

3項において準用する同条第2項」と、「第26条の8第2項」とあるのは「第26条の8第3項において準用する同条第2項」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

条例第9条の3第2項又は給与等条例第26条の8第2項の規定による請求に係る期間と勤務時間等条例第9条の3第3項又は給与等条例第26条の8第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、前条第1項中「第9条の3第2項若しくは第3項」とあるのは「第9条の3第4項において準用する同条第3項」と、「第26条の8第2項若しくは第3項」とあるのは「第26条の8第4項において準用する同条第3項」と、同項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。